

# 報道資料

令和2年10月16日  
医療政策局疾病対策課  
担当 戸毛・西川  
連絡先 0742-27-8612  
内線 3130・3133

## 新型コロナウイルス感染症にかかる入院勧告・措置等についての 政令の改正にかかる県の対応方針について

この度、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の一部改正（10月14日公布・10月24日施行）があり、入院勧告・措置の対象者が見直されました。見直し内容とそれにかかる県の対応方針は下記のとおりです。

県では、今後も感染者を早期発見・即時隔離し、感染されたすべての方に入院治療・宿泊療養を提供していきます。

### 記

#### 1 改正内容

○入院勧告・措置の対象者の見直し（詳細は別添参照）

##### <概要>

入院勧告等の対象者を、高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある人などに絞る。併せて、都道府県知事（保健所設置市の長）が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために入院させる必要があると認める者、についても入院勧告等の対象とする。

#### 2 県の対応方針

奈良県では、現在、感染者を受け入れる病床数は確保できていることから、これまで同様、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、無症状者を含むすべての感染者を病院へ入院または宿泊療養により対応します。

以上

## 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について

### 改正概要

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第3条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第140号)第19条及び第20条の入院の勧告・措置の対象を、以下の(1)及び(2)の対象者に限定することとする。

- (1) 65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者その他の厚生労働省令で定める者  
具体的には、以下のいずれかに該当する者である。
  - ① 65歳以上の者
  - ② 呼吸器疾患を有する者
  - ③ 上記②に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
  - ④ 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
  - ⑤ 妊婦
  - ⑥ 現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの
  - ⑦ ⑥に掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
  - ⑧ 上記①から⑦までに掲げる者のほか、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者
- (2) 上記(1)以外の者であって、当該感染症のまん延を防止するため必要な事項として厚生労働省令で定める事項を守ることに同意しないもの  
「厚生労働省令で定める事項」は、次のとおりである。
  - ア 指定された期間、指定された内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること
  - イ 指定された期間、指定された場所から外出しないこと
  - ウ 上記ア及びイに掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認められる事項